

国住経法第 38 号
国住生第 338 号
国住指第 477 号
令和 7 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅経済・法制課長
(公印省略)

住宅生産課長
(公印省略)

建築指導課長
(公印省略)

「住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 18 項及び第 19 項並びに第 19 条の 11 の 3 第 1 項から第 8 項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第 19 条の 11 の 2 第 1 項の規定に基づき同条第 2 項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」の一部改正について

今般、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部が改正され、子育て対応改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除制度の適用期限が 1 年間延長（令和 7 年 12 月 31 日まで）されたところです。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等において、目視・実地監査規制の見直しについて集中的に取り組むことが求められているところ、本通知においては、証明手続に係る一部の方法について、現地調査によることが規定されているため、今般、当該方法について、現地調査によらずデジタル技術を活用して遠隔で行うこと（以下「リモート検査」という。）を可能とすることといたしました。

以上を踏まえ、本通知の一部を別紙のとおり改正することといたしました。

国土交通省においては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく完了検査・中間検査や住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づく建設住宅性能評価における検査におけるリモート検査の導入を後押しするため、

- ・デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針（令和 6 年 4 月国土交通省住宅局建築指導課）

- ・建設住宅性能評価の検査に係る検査者の遠隔実施に係る運用指針（令和6年6月国土交通省住宅局住宅生産課）

を公表しているところですが、住宅税制関係通知における証明手続においても、これらの運用指針を参考として、リモート検査を行うことが可能ですので、お知らせいたします。

つきましては、別紙の内容について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。

（参考）

- ・デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針（令和6年4月国土交通省住宅局建築指導課）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001742138.pdf>

- ・建設住宅性能評価の検査に係る検査者の遠隔実施に係る運用指針（令和6年6月国土交通省住宅局住宅生産課）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001752649.pdf>